

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人愛知教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成30年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に係る契約のうち⑤について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

・建築物の建築に係る設計業務

設計業務において、環境配慮型プロポーザル方式を適用して業者の特定を行い契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。
- 「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会のブロック別説明会に参加した。